

廃棄物処理制度専門委員会報告書(案)に関するパブリックコメントの結果(概要)

1. パブリックコメントの結果概要

(1)パブリックコメントの期間:平成21年11月2日(月)~12月1日(火)

(2)提出人数:83人・団体

(事業者団体:18件、地方公共団体:8件、個人・市民団体・その他:57件)

(3)意見総数:457件

(事業者団体:82件、地方公共団体:64件、個人・市民団体・その他:311件)

2. 提出された主な意見の要旨及び意見に対する専門委員会の考え方

2. 基本的視点

(1) 適正な循環的利用の推進[2ページ]

意見の要旨	意見に対する考え方
ア 廃棄物を再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行うことについては、循環型社会形成推進基本法第7条の基本原則のとおり、環境への負荷の低減にとって必要であることを最大限に考慮したうえで行うことを追記すべき。(意見2件)	<u>ご指摘を踏まえ、「できる限り、廃棄物の排出を抑制し、…」の前に、「循環型社会形成推進基本法第7条の基本原則に従い、」を追加します。</u> [2ページ、12行目]

3. 制度見直しの主な論点

(1) 排出事業者責任の強化・徹底

①現状と課題[4ページ]

意見の要旨	意見に対する考え方
イ「自ら処理には処理業許可が不要であることを、「自ら処理には監視の目が十分行き届かないこと」に修文すべき。	<u>ご意見を踏まえ、「自ら処理には処理業許可が不要であり監視の目が十分行き届かない」に修正します。</u> [4ページ、11行目]

②(ア)適正な自ら処理の確保[4ページ]

・ 排出事業者が事業所の外に産業廃棄物を保管する際の届出

意見の要旨	意見に対する考え方
ウ 適正処理を行っている事業者の負担を増やすだけであり、届出制等は新設すべきではない。(意見5件)	廃棄物の不適正な保管を早期に発見できるようにするため、届出制とすることが適当と考えます。
エ 自治体への報告又は許可が必要とすべき。(意見3件)	
オ 3Rの阻害、運用上の問題点、導入効果等を考慮しながら、具体的な制度設計を行うべき。(意見4件)	ご意見を参考として、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。

②(イ)適正な委託処理の確保[5ページ]

・ 排出事業者等による委託先の処理の確認

意見の要旨	意見に対する考え方
カ 一定規模以上の産業廃棄物を排出する事業者に対しては、実地確認を義務付けるべき。	排出事業者等が行う処理委託先の確認については、最終処分が終了するまでの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置の実効性を高める観点から重要と考えます。 今後、具体的な確認の方法や内容については、現場の実態等も踏まえて、環境省において検討されるものと考えます。
キ 排出事業者は契約の締結もしくは更新に当たって、実地確認することは必要。	
ク 実地確認は排出事業者・処理業者の双方の負担が大きく、制度化には反対。(意見7件)	
ケ 行政が情報の確認・開示をすればよい。(意見2件)	
コ 処理施設の実地確認については、具体的な方法を明確に定めることが必要。(意見2件)	
サ 実地確認の方法について、義務を負う排出事業者だけでなく、処理業者も含め、現場に混乱が起きないように配慮しながら、もつとも費用対効果の高い方法を検討すべき。	
シ 実地確認の頻度については、ある一定の基準で排出事業者が判断できるようにするべき。	
ス 実地確認を実施するためには、法令において、排出事業者と廃棄物処理業者との関係を明確にする条文が必要。(排出事業者の立場が弱い場合がある。)	

②(ウ)排出事業者の明確化[5ページ]

・ 建設系廃棄物に係る排出事業者の明確化

意見の要旨	意見に対する考え方
セ 建設系廃棄物については、元請業者を一律に排出事業者とすべき。(意見6件)	報告書はその方向で記述済みです。
ソ 元請業者を一律に排出事業者とすると下請業者に大きな負担がかかる可能性がある。(意見2件)	現行制度では、建設工事の請負形態によっては排出事業者の特定が困難な場合があり、中には不適正な処理が行われていることがあることから、元請業者を一律に排出事業者とするなど排出事業者に該当するものが明らかになるようにすべきと考えます。 具体的な内容については、現場の実態等も踏まえて、今後、環境省において検討されるものと考えます。
タ 元請と下請の関係の責務と義務を法令上、明確にした上で、元請及び下請を含めて全体で排出事業者とすべき。(意見2件)	
チ 元請業者が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っておらず、下請け業者が「廃棄物が排出される仕事を支配、管理して」いる場合は、下請業者を排出事業者とすべき。(意見4件)	
ツ 元請業者の最終処分完了確認の責任を明確にするとともに、直接の排出事業者の明確化に努めるとともにその責任も明確にすべき。	

テ 元請業者を排出事業者とした場合の影響や効果を明記するべき。	(前ページ ソーツに同じ)
---------------------------------	---------------

(2) 廃棄物処理業の許可制度の整備と優良化の推進

②(ア) 許可基準の明確化及び合理化[6ページ]

- ・ 欠格要件の連鎖の見直し

意見の要旨	意見に対する考え方
ト 許可取消しの無限連鎖を一次連鎖で止め、一次連鎖の起こる場合についても廃棄物処理法の悪質性が重大な場合に限定すべき。(意見2件)	報告書はその方向で記述済みです。
ナ 許可取消しについて、悪質性が重大な場合には無限連鎖とすべき。(意見2件)	無限連鎖については、廃棄物処理法の予定する限度を超えて許可の取消しが連鎖し、優良な処理業者までも許可を取り消される場合があるという問題があります。

②(ウ) 産業廃棄物収集運搬業許可制度の簡素化[7ページ]

意見の要旨	意見に対する考え方
ニ 許可主体を都道府県とすべき。(意見5件)	未だ産業廃棄物処理の構造改革は途上であり、許可業者による不法投棄事案の多くは収集運搬業者が関与しているという実態にかんがみれば、許可手続の合理化に当たって不適正処理に対する監督体制が揺らぐことがあってはならないと考えます。このことから不適正処理に対する都道府県等による監督体制の徹底という観点から、許可主体と取締主体は同一とすることを基本とすべきと考えるものです。 産業廃棄物収集運搬業許可手続の合理化の具体的方法については、地方分権の考え方との調整や法制的な整理も含め慎重に検討すべきではありますが、一の政令市の区域を越えて収集運搬を行う場合は都道府県が許可することが考えられます。
ヌ 主たる事務所の所在地など、全国一か所の許可に簡素化すべき。(関連意見8件)	
ネ これまでどおりとすべき。(意見3件)。合理化の前に違法操業を阻止する方策を検討すべき。	

②(オ)産業廃棄物処理業者の優良化[8ページ]

意見の要旨	意見に対する考え方
ノ 処理業者、排出事業者ともにメリットがある制度として、産業廃棄物処理業者の優良化は一層進めるべき。(意見7件)	報告書はその方向で記述済みです。

(3)廃棄物処理施設設置許可制度及び最終処分場対策の整備

①現状と課題[9ページ]

意見の要旨	意見に対する考え方
ハ 廃棄物処理施設における根本的問題は、「信頼」という主観的面ではなく、「安全性」という客観的面にあるという現状認識が欠けている。	<u>ご趣旨の点も踏まえて、「安全性を確保しつつ、」を追加します。</u> [9ページ、14行目]

②(ア)安定型最終処分場対策の強化[9ページ]

意見の要旨	意見に対する考え方
ヒ 安定型最終処分場は廃止すべき。(意見3件)	安定型最終処分場は、産業廃棄物の処理に関して大きな役割を果たしてきています。より安全性を高める対策を講じた上で、存続させるべきと考えます。

②(イ)廃棄物処理施設の透明化[9ページ]

意見の要旨	意見に対する考え方
フ 処理施設の設置手続きにおいて、「申請者」が提出意見に対する見解を明らかにするよう努めるべきとしているが、「許可権者」が見解を明らかにしなければならないと修正すべき。	<u>ご意見を踏まえ、「廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、申請者及び都道府県等は・・・」と修正します。</u> [9ページ、下から9行目]

(6)排出抑制と循環的利用の推進・徹底

②(ウ)広域認定制度等の充実[14ページ]

意見の要旨	意見に対する考え方
ヘ 広域認定制度の申請手続、審査等を合理化すべき。(関連意見11件)	報告書はその方向で記述済みです。
ホ 廃棄物処理法の特例にDfEを盛り込むのは、法の趣旨に合致しない。(意見9件)	廃棄物処理法の目的である廃棄物の排出抑制を進めるため、DfEの推進は重要と考えます。また、廃棄物処理法第3条において、事業者の責務として、物の製造等に際してその製品が廃棄物になった場合の困難性を自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品の開発を行うことが規定されていることから、法の趣旨に合致するものと考えます。

②(エ)熱回収の推進[15ページ]

意見の要旨	意見に対する考え方
マ 熱回収だけでなく発電によるエネルギー回収についても明記すべき。	本報告書における熱回収には廃棄物発電も含まれていますが、誤解のないように修正します。[15ページ、5行目]
ミ 熱回収については、循環型社会形成と低炭素型社会形成の両方に資する重要な施策であり、今後、国において民間施設も含めた廃棄物処理施設全体について数値目標を示すなど具体的な目標を掲げ、これの推進に必要な支援策を講ずるべき。	ご指摘のとおり、熱回収は重要な施策であり、これを推進するためには熱回収を行う事業者に何らかのインセンティブを付与するなどの促進策が必要と考えられます。また、熱回収に関する廃棄物処理施設全体についての目標値の設定についても今後検討すべき課題であると考えられます。ご意見を踏まえ報告書を修正します。[15ページ、9～11行目]

(7)地方自治体の運用

②(ア)住民同意・流入規制[16ページ]

意見の要旨	意見に対する考え方
ム 国は、住民同意や流入規制等の地方自治体独自の対策について撤廃を働きかけるべき。(意見7件)	地方自治体独自の対策は、それぞれの地域における実情を反映して作られたものですが、住民同意や流入規制に関しては、報告書に記述しているような問題もあり、改善が図られる必要があると考えます。
メ 国は、住民同意や流入規制等の地方自治体独自の対策について尊重すべき。(意見5件)	

②(イ)許可手続に要する書類[16ページ]

意見の要旨	意見に対する考え方
モ 許可申請書類を全自治体で統一する、簡素化するといった合理化を進めるべき。(意見8件)	報告書はその方向で記述済みです。

(8)廃棄物の輸出入

②(ア)廃棄物の輸入[17ページ]

意見の要旨	意見に対する考え方
ヤ 廃棄物の輸入について、自社の国外廃棄物だけでなく、自社の関連会社の国外廃棄物なども可能とすることや、輸入が可能な者として、輸入・委託処分を継続して適正に実施できる者を追加することなどにより、推進すべき。(関連意見2件)	ご意見を踏まえ、報告書を修正します。 ・「自社の国外廃棄物」を「自社等の国外廃棄物」に修正[17ページ、9行目及び下から9行目] ・「このため、このような我が国において処理することが適切と認められる国外廃棄物の処分を委託して行う者についても、輸入を可能とすべきである。」に修正[17ページ、下から3行目]

(参 考)

循環型社会形成推進基本法（平成十二年六月二日法律第百十号）

【抜 粋】

（循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則）

第七条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

- 一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。
- 二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。
- 三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。
- 四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われのないものについては、処分されなければならない。